

大阪大学外国語学部規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学学部学則（以下「学部学則」という。）に基づき、大阪大学外国語学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本学部は、外国の言語及びそれを基底とする文化一般について理論及び実際にわたって教授研究し、国際的な活動をするために必要な広い知識及び高い教養を与え、言語を通じて外国に関する深い理解を有する有為な人材を養成することを目的とする。

第2章 学士入学、編入学、転部、転入学、再入学及び復籍

(学士入学)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者については、本学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て選考するものとする。ただし、本学部の収容人員に余裕がある場合に限る。

- (1) 本学の他の学部を卒業した者で、本学部で学士入学を志願するもの
- (2) 本学部外国語学科の一の専攻を卒業した者で、同学科の他の専攻に学士入学を志願するもの
- (3) 他の大学の学部を卒業した者で、本学部で学士入学を志願するもの

(編入学)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学部の3年次に編入学を志願するものがあるときは、教授会の議を経て選考するものとする。

- (1) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、志願する専攻の専攻語実習単位を16単位以上修得しているもの
 - (2) 専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）で、志願する専攻の専攻語実習単位16単位以上修得しているもの
 - (3) 大学に2年以上在学し、志願する専攻の専攻語実習単位16単位を含めて62単位以上修得しているもの
- 2 前項の規定による選考を経て編入学した者（以下「編入学生」という。）の修業年限は、2年とする。
- 3 編入学生の在学年限は、4年とする。
- 4 編入学生の休学期間は、2年を超えることができない。

(転部)

第4条 本学の他の学部の学生で、本学部で転部を志願する者については、教授会の議を経て、学部長が天部を許可することがある。ただし、本学部の収容人員に余裕がある場合に限る。

(転入学)

第5条 他の大学の学部の学生で、本学部で転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て選考するものとする。ただし、本学部の収容人員に余裕がある場合に限る。

(再入学)

第6条 本学部を退学した者で、退学後2年以内に同一の専攻に再入学を志願するものがあるときは、教授会の議を経て選考するものとする。

- 2 再入学の時期は、学年の始めとする。
- 3 再入学した学生（以下「再入学生」という。）の在学期間は、退学前の在学期間を通算する。
- 4 再入学生の退学前の本学部における修得単位は、卒業に要する単位に算入することができる。

(復籍)

第7条 学部学則第32条の規定により除籍された者から、所定の期間内に復籍料（未納の授業料に相当する額をいう。）を添えて復籍の願い出があったときは、教授会の議を経て、学部長は、復籍を認めることができる。

- 2 復籍の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

- 3 復籍した学生（以下「復籍学生」という。）の在学期間は、除籍前の在学期間を通算する。
- 4 復籍学生の除籍前の本学部における修得単位は、卒業に要する単位に算入することができる。

第3章 教育課程、履修方法等

（専攻）

第8条 本学部外国語学科に教育上の区分として、別表1のとおり専攻を置く。

（教育課程の編成）

第9条 本学部の教育課程は、全学共通教育科目及び専門教育科目をもって編成する。

（全学共通教育科目の授業科目、単位数、履修方法等）

第10条 全学共通教育科目の区分、授業科目及び単位数は、全学共通教育規程に定めるところによるものとする。

2 本学部における全学共通教育科目の履修方法等については、別に定める。

（専門教育科目の授業科目、単位数、履修方法）

第11条 専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

2 本学部における専門教育科目の履修方法については、別に定める。

（専門教育科目の授業形態及び単位の計算）

第12条 専門教育科目の授業科目は、授業の形態に応じて講義、演習及び実習に区分する。

2 専門教育科目の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間をもって1単位とする。

（専門教育科目の履修手続）

第13条 学生は、履修しようとする専門教育科目の授業科目を毎学期の指定の期日までに届け出なければならない。

2 前項の手続を経ない授業科目については、履修し、試験を受けることができない。

（他の大学等における授業科目の履修）

第14条 学部学則第10条の3の規定に基づき、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の授業科目を履修しようとする者は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位は、60単位を限度として卒業に要する単位に算入することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第15条 学部学則第10条の4の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに学部長に願い出て、その承認を受けるものとする。

2 前項の規定により承認された単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度として卒業に要する単位に算入することができる。

第4章 試験及び卒業

（試験及び成績の評価）

第16条 専門教育科目の授業科目の成績の評価は、当該授業科目の担当教員が試験により行う。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 試験は、学期末、学年末その他授業科目の担当教員の都合等により適当な時期に行う。

3 試験の方法及び日時については、あらかじめ発表する。

4 試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、その判定は、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S（90点以上）

A（80点以上90点未満）

B（70点以上80点未満）

C（60点以上70点未満）

F（60点未満）

5 試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

6 専門教育科目の授業科目のうち、卒業論文の試験及び成績の評価については、別に定める。

（卒業の認定）

第17条 本学部にて所定の期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

第5章 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生

(特別聴講学生)

第18条 他の大学又は外国の大学との協議に基づき、学部長は、当該大学に在学中の者を特別聴講学生として、入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとし、在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

3 履修した授業料目の試験に合格した特別聴講学生には、所定の単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生)

第19条 科目等履修生として入学を志願する者については、教授会の議を経て、学部長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、学部学則第12条各号に定めるとおりとする。

3 科目等履修生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。

5 履修した授業料目の試験に合格した科目等履修生には、所定の単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

(研究生)

第20条 研究生として入学を志願する者については、教授会の議を経て、学部長が入学を許可することがある。

2 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学部長が、全豪の者と同等以上の学力を有すると認めた者

3 研究生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

4 研究生の在学期間は、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究上必要と認めるときは、1年を超えない範囲において在学期間の延長を許可することがある。

5 研究生の指導教員は、教授会の議を経て、学部長がこれを定める。

6 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある本学部の授業を聴講することができる。

7 研究生は、在学期間の終わりに、その研究成果を、指導教員を経て、学部長に提出しなければならない。

(準用規定)

第21条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生に対しては、前3条の規定のほか、学生に関する規定を準用する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表2の規定にかかわらず、卒業に要する単位に算入することができる。

附 則

この改正は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日現在本学部にて在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、編入学、転部、転入学又は再入学する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 1】

専 攻
中国語専攻
朝鮮語専攻
モンゴル語専攻
インドネシア語専攻
フィリピン語専攻
タイ語専攻
ベトナム語専攻
ビルマ語専攻
ヒンディー語専攻
ウルドゥー語専攻
アラビア語専攻
ペルシア語専攻
トルコ語専攻
スワヒリ語専攻
ロシア語専攻
ハンガリー語専攻
デンマーク語専攻
スウェーデン語専攻
ドイツ語専攻
英語専攻
フランス語専攻
イタリア語専攻
スペイン語専攻
ポルトガル語専攻
日本語専攻

【別表 2】

科目区分	授業科目の名称	配当年	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習	
専門教育科目	専攻語科目 1年実習	1 1 1 1	2 2 2 2					○ ○ ○ ○	
	朝鮮語 朝鮮語 朝鮮語 朝鮮語 朝鮮語	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	モモ モモ モモ モモ モモ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	イイ イイ イイ イイ イイ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	フフ フフ フフ フフ フフ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	タタ タタ タタ タタ タタ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	ベベ ベベ ベベ ベベ ベベ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	ビビ ビビ ビビ ビビ ビビ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	ヒヒ ヒヒ ヒヒ ヒヒ ヒヒ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	ウウ ウウ ウウ ウウ ウウ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	アア アア アア アア アア	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	ペペ ペペ ペペ ペペ ペペ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	トト トト トト トト トト	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	スス スス スス スス スス	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	ロロ ロロ ロロ ロロ ロロ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	ハハ ハハ ハハ ハハ ハハ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	デデ デデ デデ デデ デデ	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	
	スス スス スス スス スス	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2					○ ○ ○ ○ ○	

専門教育科目

